令和８年度
教員免許特例法に基づく介護等体験の事務取扱について
【神奈川県社会福祉協議会】

１　実施期間

令和８年７月 27 日（月）～令和９年２月 28 日（日）

（別紙：「2026 年度（令和８年度）介護等体験　実施期間表」参照）

２　体験日数

5 日間を基本とし、要望により 7 日間にて調整します。

３　体験内容

実施要綱に基づき各施設で決定します。

社会福祉実習とは異なり、教員に求められる資質を養う内容となります。

４　事務手続き

（１）申込要領について

１　次の書類（データ）を神奈川県社会福祉協議会ＨＰからダウンロードし、電子メールにて提出してください。

①令和８年度　教員免許法の特例による介護等体験申込書（様式 1）

②令和８年度　介護等体験希望学生名簿（様式 2）

※１　（様式 2）については個人情報保護の為、以下のパスワードを設定してください。

共通パスワード「**yokohama26**」※すべて半角小文字

※２　ファイル名のつけ方を下記にてお願いします。

（例）1401 人材センター大学（横浜 C）〇〇〇〇20260501

・1401：別表「学校コード」を半角数字 4 文字で記載

・人材センター大学：学校名を記載

・（横浜Ｃ）
同じ学校名だが他と区別する必要がある場合、括弧内に
キャンパス名（〇〇Ｃ）、学部、通信制等を記載

・〇〇〇〇：「申請書」又は「学生名簿」と記載

・20260501：作成日を半角数字で末尾に記載

※３　各種様式のダウンロード先

URL：https://www.knsyk.jp/service/jinzai/kaigo-taiken

２　送付先メールアドレス

kaigotou_jinzai@knsyk.jp

神奈川県社会福祉協議会　かながわ福祉人材センター　介護等体験担当　宛て

３　申込期間

令和８年４月１日（水）～令和８年５月８日（金）

（2）令和８年度の体験費用支払いについて

【体験費用】

１人 １日 **2,095** 円（@1,905×**1.1**）（5 日間実施：**10,475** 円、7 日間実施：**14,665** 円）

【振込先】

横浜銀行　横浜駅前支店　普通預金　2116215

社会福祉法人　神奈川県社会福祉協議会　出納責任者　新井隆（アライタカシ）

【振り込み期間】

令和８年９月１日（火）～令和８年 10 月 31 日（土）

【体験費用の振込み等に関する注意事項】

○ 送金していただく際に振込人名義を**「〇〇〇〇（大学コード）〇〇大学」**と入力していただきますと入金確認がスムーズになるのでご協力をお願いします。
※コードが入力できない場合は大学名のみで問題ございません。
振込名義人が上記と異なる場合はご相談ください。（別紙「大学コード一覧」参照）

○ 送金手数料はご負担ください。

○ 現金での持ち込みは受け付けられません。

○ 体験中にかかる交通費、昼食代等の費用は学生の負担となります。
学生の都合による急な体験辞退や日程変更の際に、昼食用意等で施設に損失がでた場合、学生本人に実費を請求される場合があります。

（3）神奈川県社協にて社会福祉施設等とのマッチングを行い、体験施設・日程を決定します。

○ 学生が個別に施設へ体験依頼および日程調整・変更を行うことはできません。

○ 大学等から個別に特定の施設へ体験依頼を行う場合は事前に神奈川県社協へご連絡ください。

（4）体験施設・期間について、神奈川県社協から各大学等へ通知します。
電子メールにて（個人情報は共通パスワード設定）送信します。
内容は次のとおりです。

【送付書類】

① 体験施設・期間一覧（「決定通知」※パスワード設定）
② 介護等体験受入施設連絡票
③ 体験施設関連資料（体験施設から資料の送付があった場合のみ。）
④ 体験学生向けの資料「介護等体験に臨む学生のみなさんへ」
⑤ 体験費用・日程変更・辞退の事務手続きについてのご案内
その他参考資料

5　決定後の対応について

（1） 神奈川県社協より届いた体験施設、期間、受入施設連絡票、受入施設関連資料、体験学生向けの資料等について、学生へ周知してください。

（2） 受入施設連絡票について、事前オリエンテーションの有無、事前提出書類など体験施設ごとに異なります。特に健康診断書、細菌検査など結果が出るまで期間を要するものについては、提出期限に遅れないようご指導をお願いします。

（3） 体験施設から体験前、体験中の検温・健康観察を求められる場合、基本的には神奈川県社協で示した（ＨＰに掲載）様式をご使用ください。

（4） 緊急時（自然災害時や感染症発生など体験中止や延期になる場合など）の連絡に必要になることがあるため、各大学等から『学生個人票』を**原則体験１週間前まで**に体験施設に送付するようにしてください。なお、学生個人票に大学の緊急時の連絡先を記載してください。
（夏季休業時も連絡がとれるようにご配慮ください。）

6　日程、体験施設の変更について

体験日程、施設については**決定通知どおり実施**することを基本とします。
決定された日程又は施設での体験が実施できない場合、大学等と体験施設間で調整してください。
※変更の際には必ず体験施設に了承を得るとともに、年度の受入期間内に体験が終了するようにしてください。
※調整後、変更結果について大学等から施設に文書（事務局ＨＰに掲載「教員免許特例法に基づく介護等体験「変更届」」）により通知するとともに同様式にて神奈川県社協に報告してください。

7　体験辞退について

決定後の体験辞退は原則として認めておりません（５（4）による緊急時除く）。
止むを得ない事情により体験を辞退する際は、早急にその旨を体験施設へ連絡してください。また、大学等から施設に文書（事務局ＨＰに掲載「教員免許特例法に基づく介護等体験「辞退届」」）により通知するとともに同様式により神奈川県社協に報告してください。
※原則として**５月８日（金)**以降に体験を辞退する場合は、体験費用の納入対象として取り扱います。

8　体験中止について

（1）学生に起因する場合
学生の態度に著しい問題がある等の理由により、体験施設の判断により体験が中止されることがあります。証明書は体験終了した日数分についてのみ発行されますが、体験費用については全日程分支払いいただきます。大学等から神奈川県社協へ書面（書式は任意）により報告をしてください。

（2）体験施設に起因する場合
施設の都合による中止の場合は、大学等から神奈川県社協へご連絡ください。
原則として、他の体験施設で残り日数の体験ができるよう調整します。

9　修了証明書の発行について

修了証明書は、大学等において所定の様式を作成してください。体験時、学生から体験施設へ修了証明書を提出し、体験期日や概要の記載と押印を受けることとなります。
（別紙「修了証明書（参考様式)」参照)。

１０　個人情報の取り扱いについて

（１）介護等体験の実施に伴い、体験施設への調整を行うために介護等体験希望学生名簿に記載された個人情報を利用します。

（２）個人情報は、社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会の個人情報保護に関する方針に基づき、適切に取扱いをいたします。（別紙「個人情報保護に関する方針（プライバシーポリシー）」参照）

※体験施設へも学生等の個人情報を適正に取り扱うよう要請いたします。

（３）介護等体験希望学生名簿に記載されている氏名、性別、学校名等につきましては、体験施設に情報提供させていただきます。

（４）介護等体験で知り得た施設利用者やその家族及び体験施設に関する情報について、守秘義務を徹底するよう、学生に対し充分にご説明いただきますようお願いいたします。

１１　出張オリエンテーションについて

神奈川県社協では、平成 25 年度より各大学等において学生に向けた出張オリエンテーションを行っています。

ご希望される場合は、事前に時期調整の上、**開催予定１ヶ月前まで**に文書でご依頼ください。

＜出張オリエンテーションの主な内容＞

① 教育職員免許法の特例による介護等体験の位置づけ

② 介護等体験を行うための注意事項

③ 介護等体験にて実習を行う施設の概要　等

（実施時間は概ね１時間程度）

※実施時期等のご希望に添えない場合があります。